

加東市いじめ防止基本方針

加東市教育委員会

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

加東市教育委員会では、いじめは深刻な人権侵害であり、場合によっては、その生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるという認識のもと、子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、いじめを許さない学校づくりのため、各学校において教職員が一体となった取組の充実を図っている。

どこの学校にあっても「いじめに繋がるトラブルや人権問題は子どもたちの日常生活の中に存在する」という認識のもと、毎日の学校生活を通して、あらゆる方法により、子どもたちが「困った」「悩んでいる」ことを積極的に理解するように努め、子どもたちの人間関係を調整し、いじめの芽を摘むよう各学校において取組が推進されている。

今後も引き続き各学校において、「いじめは絶対に許さない」という全教職員の共通理解のもと、児童・生徒の内面理解に努め、安心して生活できる学校づくりが一層推進されるよう関係機関と協力して取り組んでいく。

2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（『いじめ防止対策推進法』第2条）とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。

3 いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、これらの行為が繰り返されたり、多数から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

さらに、インターネット上で誹謗中傷を受けた児童生徒が、本人はそのことを知らずにいる場合等も、たとえ当該児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていなくても、加害児童生徒への指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害児童生徒の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが重要である。

◎教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（『いじめ対応マニュアル』（兵庫県教育委員会）より）H29.8〈改訂版〉

4 いじめ防止等に関する具体的対策

（1）いじめの防止

○ 学校の教育活動全体を通じた「豊かな心」の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳の時間を中心として学校教育活動全体を通して道徳教育を推進する。このため、道徳教育教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を推進する。

また、児童生徒の発達段階に応じ、学校行事や部活動などを通して、自己肯定感を高めるとともに他者を尊重する態度を育成し、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れるような取組を推進する。

さらに、小学校・義務教育学校前期課程における「自然学校」や中学校・義務教育学校後期課程での「トライやる・ウィーク」をはじめとした体験的な学習を推進し、生命や自然を大切にすると心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

○ 児童生徒の主体的な活動の推進

児童会や生徒会活動等において、児童生徒自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を推進する。

○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

校長会や生徒指導担当者会等を通じて、国の基本方針やいじめ問題に係る通知等をふまえて教職員へのいじめ問題に関する正しい理解促進の周知徹底を図る。

○ いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上

学校において、教職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家等による教職員のカウンセリングマインド研修等の校内研修を推進する。

また、いじめ等生徒指導上の課題に適切に対応できる能力を高めるよう専門家等による研修を計画・推進する。

さらに、教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長し、深刻化を招きうること、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることを、校長を通して教職員への周知を図る。

○ 「人権教育講演会」の開催等児童生徒・保護者への啓発活動の推進

各小学校で児童及び保護者を対象に「人権教育講演会」を開催し、児童一人ひとりが、生命を大切にする、自他の人格を尊重する、お互いの個性を認め合う、他者の痛みがわかる、他者を思いやる、正義感や公正さを重んじる等「豊かな心」を培う。また、市の広報紙や各学校からの生徒指導通信等を通して、いじめの問題やその取組について保護者の理解と指導への協力を促すよう広報啓発活動を充実する。

○ 「加東市ネット見守り隊研修会」の開催

インターネット上のトラブル防止を目的に、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一氏（兵庫県情報セキュリティーサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等を講師として、教職員、保護者、児童生徒、地域住民等をそれぞれ対象とした「加東市ネット見守り隊研修会」を開催し、起こりうる問題やその防止策等について啓発活動を推進する。

(2) 早期発見

○ 教育相談体制の充実

各学校において、いじめ防止対策委員会を設置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、心理や福祉の専門家等による校内教育相談体制を整備する。

また、児童生徒からいじめについて訴えを受け止めるシステムの構築を校長会等を通じて推進する。(例：定期的に全児童・生徒から「悩みカード」などに記入させ、いじめや悩みを素早く把握することによって早期解決を図る、など)

さらに、教育委員会こども未来部学校教育課(青少年センター)内に『青少年の相談』窓口を設置し、月曜日から金曜日まで(9時～17時)、児童生徒本人や保護者等からの電話相談や面接相談体制を整備する。

○ 「学級集団アセスメント事業」の実施

市立学校4年生以上の全児童生徒を対象に、学校生活における意欲や満足度、学級集団の状況を質問紙によって測定する hyper-QU(早稲田大学教授 河村茂雄 著)を年1回(6月)実施し、「いじめ」や「不登校傾向」のある児童生徒の早期発見、早期対応につなげる。

○ 「いじめに関する実態把握調査」の実施

市立学校全児童生徒を対象に、各学期に「いじめに関する実態把握調査」を実施し、児童生徒のいじめの訴えについて、生徒指導委員会や心の教育推進委員会等で、調査項目についてのまとめと対応を協議し、職員会議等の場で教職員の共通理解を図る等、校長を中心として組織的、適切な対応を推進する。

○ 「加東市ネット見守り隊」の活動推進

インターネット上の誹謗中傷等、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するため、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一氏(兵庫県情報セキュリティーサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー)等の協力の下、加東市青少年センターを中心に市立学校の校長・担当教職員・PTA 役員により定期的に見守り活動を実施する。

(3) いじめに対する措置（早期対応）

○ 「いじめ対応チーム」の設置

各学校に校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による「いじめ対応チーム」を設置し、組織的な対応を推進する。

○ 学校及び警察等関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事例については、加東市教育委員会（学校教育課）を中心として、兵庫県教育委員会（学校問題サポートチーム）、市福祉総務課及び加東こども家庭センター等関係機関との相談を緊密に行い、早期解決を図る。

インターネット上の書き込みや画像等によるいじめについては、加東市ネット見守り隊特別監視員 篠原嘉一 氏（兵庫県情報セキュリティーサポーター兼兵庫県警察本部サイバー犯罪アドバイザー）等専門機関と連携し、早期に削除する等迅速に対応することで被害の拡大や深刻化を防止する。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案への対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して適切な対応を図る。

○ いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じるよう指示する。また場合により、「いじめ問題対応チーム」を設置し、必要な調査及び学校への支援を行う。

また、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くため、必要により学校教育法施行令第8条及び加東市児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則第4条の規定に基づき就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応する。

さらに、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む）及び加東市立学校の管理運営に関する規則第19条の規定に基づき、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

(参考)

○ 『いじめ防止対策推進法』

第23条

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

○『学校教育法施行令』

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない

○『学校教育法』

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命じることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

○『加東市児童生徒の入学すべき学区を指定する規則』

第4条 特別の事情があるときは、この規則の定める区域を変更することができる。

○『加東市立学校の管理運営に関する規則』

第19条 校長は、児童生徒が次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、教育委員会の指示を受けてその保護者に対し児童生徒の出席停止を命じることができる。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

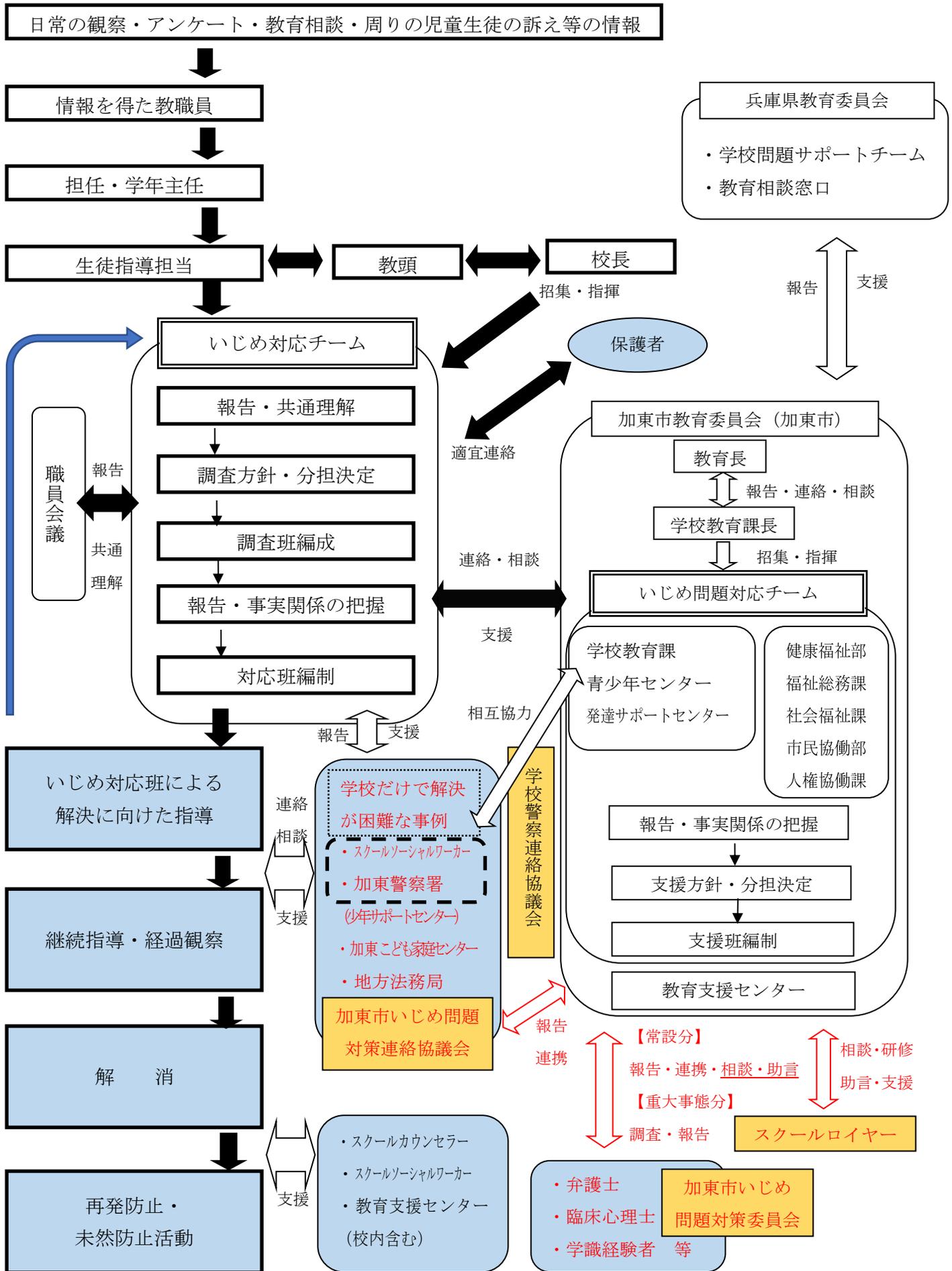
2 教育委員会は、前項の規定による出席停止の意見具申があった場合には、当該児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることができる。この場合において、出席停止の命令は、理由及び期間を記載した文書を交付することによって行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命じるに当たっては、あらかじめ当該児童生徒及び保護者の意見を聴取するものとする。

4 前二項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續きに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

5 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じるとともに出席停止終了後教育委員会に報告するものとする。

(4) いじめ問題対応組織

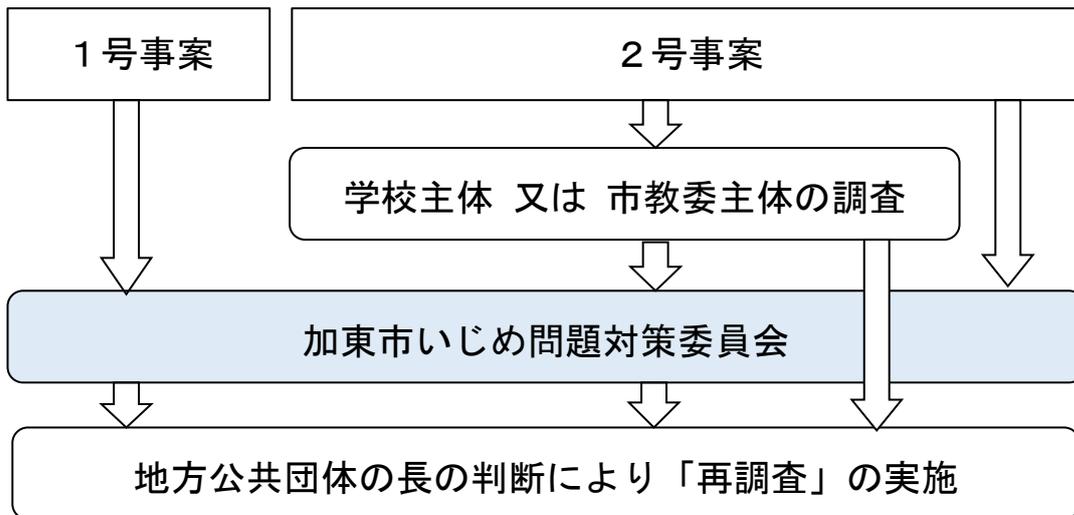


加東市いじめ問題対策委員会について（重大事態対応分）

1 いじめ重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」より）

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき【1号事案】
 - (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安）【2号事案】
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 重大事態対応フロー図



3 組織

- (1) 委員会は、委員6人以内で組織する。
- (2) 委員は、公正かつ中立な判断をすることができる者とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - ・学識経験を有する者
 - ・臨床心理士、学校心理士その他心理に関する専門的な知識を有する者
 - ・社会福祉士、精神保健福祉士その他福祉に関する専門的な知識を有する者
 - ・弁護士その他法律に関する専門的な知識を有する者
 - ・精神科医その他医療に関する専門的な知識を有する者
 - ・教育委員会が必要と認める者

4 調査員（加東市いじめ問題対策委員会条例 抜粋）

- 第8条 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。
- 2 調査員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - 3 調査員は、委員会の指示により、委員会の行う調査を補助し、調査が終了したときは、その結果を書面により速やかに委員会に報告するものとする。

策 定 平成 2 6 年 4 月
一部改定 平成 2 6 年 5 月
一部改定 平成 2 9 年 4 月
一部改訂 平成 3 0 年 4 月
一部改訂 令和 5 年 4 月
一部改訂 令和 6 年 4 月
一部改訂 令和 7 年 4 月